

## 第15回「専門社会調査士(8条規定)」資格認定審査結果についてのご報告

資格認定委員会委員長

飯田浩之

2018年10月1日

2018年7月2日締め切りで募集いたしました「専門社会調査士(8条規定)」には、全体で111名(教員88名・実務者16名・院生7名)からの申請があり、審査の結果、全体で100名(教員79名・実務者15名・院生6名)の資格を認定いたしました。

ここに、これまでの認定経過と認定方法についてご報告いたします。

### 記

#### 1. 資格認定の経過

申請者を、その所属とポジションに基づいて教員・実務者・院生の3グループに分け、まず、資格認定委員会委員による内容審査を行いました。その審査結果に基づき、資格認定委員会にて、当初のグループ分けの適否も含めて審査を重ね、最終的に合否を決定いたしました。

以下は、今年度の審査過程の詳細です。

##### (1) 委員による第1次審査 (審査日程：8月2日～8月20日)

13名の委員が、割り振られた申請について提出研究論文を査読し、提出書類を審査した上で、審査結果報告書を作成しました。

##### (2) 委員による第2次審査 (審査日程：8月24日～9月3日)

第1次審査で再査読・再審査の対象となった提出研究論文・提出書類について、第1次審査とは異なる委員が再度査読・審査いたしました。

##### (3) 資格認定委員会による最終審査 (審査日程：9月10日)

資格認定委員会において、内容審査を担当した委員が各申請者についての審査経緯を報告、第1次審査結果、第2次審査結果の検討をいたしました。また、それぞれの段階で議論の対象とされた申請について提出研究論文、提出書類等の内容を再度確認、その上で、資格認定を行いました。

#### 2. 資格認定評価項目

専門社会調査士(8条規定)の資格認定では、提出研究論文・調査教育歴・調査実施歴・研究業績の4つの評価項目を設け、教員・実務者・院生のグループごとに審査しました。

#### [共通の基準]

- (1) 提出研究論文が社会調査に関連しないと判断された場合は、他の項目の評点の如何にかかわらず不合格とする

(2) 調査教育歴・調査実施歴がいずれもないと判断された場合は、不合格とする

#### [教員]の基準

##### (1) 提出研究論文の評価項目

- ・レフェリー付の学術雑誌論文、博士論文、著書(単著)
- ・著書(共著)、科研費等の学術的社会調査研究報告書など

※提出研究論文については学術的研究論文であるか否かを審査する

##### (2) 調査教育歴の評価項目

- ・常勤または非常勤(TA は除く)で、社会調査士認定科目の教育歴
- ・常勤または非常勤(TA は除く)で、社会調査関連科目の教育歴

##### (3) 調査実施歴の評価項目

- ・科研費等の学術的社会調査研究に従事し、報告書・論文等で研究報告を行った経験がある

##### (4) 研究業績の評価項目

- ・提出研究論文以外に、社会調査に関わるレフェリー付の学術雑誌論文・著書(単著)・博士論文がある
- ・提出研究論文以外に、社会調査に関わる著書(共著)・科研費等の報告書などがある

※教員の場合に限り、提出研究論文・調査教育歴・調査実施歴・研究業績のいずれかで特に優れた実績がある場合には認定対象とする

##### (5) その他の評価項目

- ・アドバンスド社会調査セミナーを受講し試験に合格している

#### [実務者]の基準

##### (1) 提出研究論文の評価項目

- ・レフェリー付の学術雑誌論文、博士論文、著書(単著)
- ・著書(共著)、科研費等の学術的社会調査研究報告書など
- ・調査研究に関わる雑誌の論文
- ・調査の成果物(調査報告書・調査レポートなど)

##### (2) 調査教育歴の評価項目

- ・常勤または非常勤(TA は除く)で、社会調査士認定科目の教育歴
- ・常勤または非常勤(TA は除く)で、社会調査関連科目の教育歴
- ・大学以外の学校等での教育経験

##### (3) 調査実施歴の評価項目

- ・社会調査プロジェクトに従事し、報告書・論文等で報告を行った十分な経験がある
- ・調査部門での4年以上の勤務経験がある

(4) 研究業績の評価項目

- ・提出研究論文以外に、社会調査に関わるレフェリー付の学術雑誌論文・著書(単著)・博士論文がある
- ・提出研究論文以外に、社会調査に関わる著書(共著)・科研費等の報告書などがある
- ・提出研究論文以外に、調査研究に関わる雑誌・調査報告書等において研究業績がある

(5) その他の評価項目

- ・社会調査士の資格を取得しているか、もしくはS1科目、S2科目両方の講習会を履修し試験に合格している
- ・アドバンスド社会調査セミナーを受講し試験に合格している

[院生]の基準

教員基準に概ね準ずる

3. 資格認定者数

承認された「専門社会調査士(8条規定)」認定者の内訳は以下のとおりです。

	2018年			2017年			2016年			2015年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教員	88名	79名	90%	115名	98名	85%	80名	70名	88%	88名	76名	86%
実務者	16名	15名	94%	11名	7名	64%	12名	11名	92%	21名	17名	81%
院生	7名	6名	86%	7名	4名	57%	4名	0名	0%	11名	8名	73%
申請者合計	111名	100名	90%	133名	109名	82%	96名	81名	84%	120名	101名	84%

以上